権利は、だれにも同じようにあります。自分のことだけを考えて行動すると、 他の人が困ったり、悲しい思いをしたりするかもしれません。

みなさんには、自分のことを大切にしながら、他の人に対しても思いやりを もって、おたがいの権利を大切にしてほしいと思います。

もし、みなさんが、つらい思いをしたときや、いやなことを されたときは、がまんしないで、相手に「つらいよ」、「いやだよ」と 伝えたり、家族や先生に助けを求めたりすることも大切な権利です。



(令和5年11月)

つらいときや困ったときに、おうちの人や学校の先生、友達に 相談しにくい、言いにくいと思ったら、市の相談窓口にお話を

でのことかち法のことでなめ込め心配ごとがちるとき

女学校でのことで及達のことでは、つから心間にとかめるとさ				
相談窓口	電話番号・メール	開設時間など		
青少年相談センター 中央相談室	042-752-1658			
青少年相談センター 南相談室	042-749-2177	月~金曜日		
青少年相談センター 城山相談室	042-783-6188	午前9時~午後5時 ししゅくじつ ねんまつねんし		
青少年相談センター 相模湖相談室	042-682-7020	(祝日、年末年始はお休み)		
ヤングテレホン相談	042-755-2552	月~金曜日午後3時30分~午後9時土曜日午後1時~午後5時(祝日、年末年始はお休み) まいしゅううけつけ しゅうりょう 最終受付は終了の15分前まで		
Eメール相談	yantele@city.sagami hara.kanagawa.jp	24時間受付 (お返事には数日かかります)		

☆いじめのことを相談したいとき

相談窓口	電話番号	かいせつ 開設時間など
さがみはら 子どもSOSダイヤル	042-707-7053	24時間受付

☆闭ったときやつらいとき

相談窓口	電話番号	開設時間など
さがみみ (さがみはら 子どもの権利相談室)	O120-786-108 子ども専用 電話代はかかりません。	月〜金曜日 午後1時〜午後8時 土曜日 午前10時〜午後5時 (祝日、年末年始、 青少年学習センター休所日はお休み)

さがみはらし 発行 相模原市

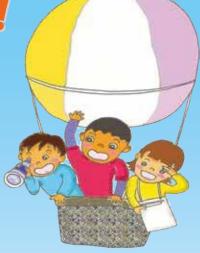
お問合わせ先 相模原市立青少年学習センター 電話:042 - 751 - 0091

〒252 - 0207相模原市中央区矢部新町3-15

いっしょに考えよう! 子どもの権利のこと



せがみはらし 相模原市子どもの権利条例



子ども一人ひとりが 大切です。

子どもの年れいや 成長に合わせて、 助けます。

子どもにとって 良いことは何かを 考えます。

子どもは、 自分の権利を大切に することと同じように、 他の人の権利も 大切にするようにします

子どもには、 自分の思いを伝えることや、 いろいろなことに参加して いろいろな経験をすることが 必要です。

日本には、「日本国憲法」という、日本のすべての人が幸せに暮らすため の決まりがあります。

さらに、日本は、世界の子どもたちが幸せに暮らすことができるように、 子どもの権利を大切にするために作られた「児童の権利に関する条約」と いう世界の決まりを守ることを約束しています。

さがみはらし けんぽう じょうやく 相模原市には、この憲法と条約の考えをもとに、さがみはらの子どもた ちが幸せに暮らすための市の決まり「子どもの権利条例」があります。

組 名前

子どもの権利ってなんだろう?

子どもはみんな、幸せに生きる権利を持っています。 子どもが、自分らしくのびのびと成長していくために大切なものです。

子どもの権利条例では、大きく4つにまとめて、大切な権利を定めています。

生きる権利(安心して生きる権利)

- ・命が守られて、大切にされること。
- ・愛されて育てられること。
- ・病気のときには病院で治りょうを受けられること。
- ・どんな理由があっても差別をされないこと。



子どもは、それぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として大切にされなければなりません。

考えてみましょう

家族や周りの人から大切にされていると感じるのはどんなときですか。

私たち一人ひとりが、それぞれちがいをみとめ合うことが大切です。

育つ権利(心身ともに豊かに育つ権利)

- ・自分らしさが分かってもらえて、個人として大切にされること。
- ・年れいや成長にあわせて、安心できる場所で学んだり、遊んだり、休んだりすること
- ・いろいろなことに関心を持ったり、いろいろな活動をして、人として成 長すること。

人には、考え方や何かを大切に思う心など、様々な自分らしさがあります。自分らしさを大切に、勉強したり遊んだり、時には失敗しながら成長していきます。

考えてみましょう

自分で「いいな」と思っている自分の良いところはどんなところですか。

自分の良さを生かしてがんばってきたことや、これからがんばっていきたいことはどんなことですか。

ひょうげん けんり ひっよう けんり 自分らしさを表現することも大切な権利です。必要なことを学ぶことも、子どもの権利です。

守られる権利(自分を守り、守られる権利)

- ・いじめや体ばつを受けず、つらい思いをしないこと。
- ・危ないことから守られること。
- ・自分の言うことや考えが大切にされて、ひどい対応をされないこと。
- ひみつが守られて、ほこりが傷つけられないこと。
- ・困ったときは気軽に相談できて、助けてもらえること。

どんな理由があっても、いじめや体ばつなど、みんなの心や体が傷つけられるようなことがあってはなりません。

考えてみましょう

大達が困ったり、悲しそうにしているのを見かけたとき、あなたはどうしますか。

自分の思いを伝える・人に相談する・解決に向けて話し合うなど、自分を大切にするのと同じように、 ともたち 友達を思いやることも大切です。

さんか けんり ちいき さんか けんり 参加する権利(地域および社会に参加する権利)

- ・自分の考えや意見を言えること。
- ・自分の意見が大切に考えてもらえること。
- ・意見を言うために必要な情報をもらえたり、助けが受けられること。
- ・仲間を作ったり、仲間で集まったり、活動すること。

子どもにも、自分にかかわることについて「こう思う」などと自分の考えを言う権利があります。

考えてみましょう

より良い学級やより良い学校にするために、みんなで話し合うとき、 大切にしたいことは何ですか。

学級の活動や児童会活動に進んで参加し、自分の考えを伝えましょう。他の人の話や意見も大切にします。

そのほか条例では、子どもの権利を守るための大人の役割を決めており、 11月20日を「さがみはら子どもの権利の日」としています。また、みんなで子どもの権利を考えるための行事を 11月に行うことにしています。

相模原市のホームページに、子ども向けページ『さがみはらキッズ』があります。「子どもの権利ってなに?」を見てください。